

## 文化部活動の在り方に関する方針（概要版）

中学校、高等学校における持続可能な文化部活動を目指し、生徒の健康管理と教職員の負担軽減を図るため、本県の「文化部活動の在り方に関する方針」を策定する。

### I ゆとりある生活の確保 ～適切な休養日等の設定、学校単位で参加する大会等の見直し～

- 1 成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を設定する。

#### ○ノ一活デーの取組

- ・学期中は週当たり2日以上休養日を設定  
(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定)
- ・長期休業中も学期中に準じる
- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度

- 2 学校単位で参加する大会や合宿等については、教育上の意義や、生徒や顧問の負担とならないことを考慮し、精査の上で参加する。

### II 指導の充実 ～合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組～

- 1 校長及び顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 2 顧問は、過度の練習は負担を与え様々な活動に参加する機会を奪うこと、能力向上や生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うこと、コミュニケーションの充実を図り、生徒のバーンアウトを防止し、それぞれの目標を達成させることを理解し、合理的でかつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等により、短時間で効果が得られるよう指導する。

### III 楽しく安全な文化部活動 ～生徒のニーズを踏まえた環境の整備～

- 1 けがや事故を防ぐために、生徒の健康管理と用具・活動場所の安全点検及び活動における安全管理を徹底し、重大事故発生時には適切な対処を確実に実践する。

### IV 開かれた文化部活動 ～適切な運営のための体制整備～

- 1 文化部顧問や教職員が複数で見守る体制の整備や、各文化部顧問の情報交換を行い、文化部活動の活性化を図る学校のサポート体制を整備する。
- 2 生徒の多様なニーズを把握し、活動内容や実施形態の工夫、複数校による合同実施、地域の指導者の活用、地域の芸術文化関係団体等との交流等、学校・家庭・地域が連携を図る。
- 3 生徒の多様なニーズを踏まえた文化部を設置する。

### V 持続可能な文化部活動にむけて ～役割分担と抜本的改革の推進～

- 1 県教委は、県立学校への支援、各市町組合教委への助言や指導を実施し、大会等が生徒や顧問の過度の負担とならないよう関係団体へ要請する。
- 2 市町組合教委は、生徒の活動環境を充実させるよう環境を整備し、学校の取組に応じ、支援及び指導・是正する。

県立学校は本方針を参考に「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。また、市町組合教育委員会は本方針を参考に「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定し、市町組合立学校はそれに則り「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。